暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

（属性に基づく契約解除）

第１条　甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下

「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知に

より、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することがで

きる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法

人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう｡）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与してい

る者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団

員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

とき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生

年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名

及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これら

の提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意する

ものとする。

（行為に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

は、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（暴力団排除に関する表明及び確約）

第３条乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっ

ても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等

（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者(再委任以降の全て

の受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合

の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負者等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに

当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにし

なければならない。

２　甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請

負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下

請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措

置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、

これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合にお

いて、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除

した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセント

の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

４　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、

甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう

ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」と

いう。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させる

とともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査

上必要な協力を行うものとする。